

# 福祉環境委員会

令和5年11月7日(火)  
10時00分～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、  
柳楽委員、串崎委員、上野委員、布施委員、川神委員

【議長・委員外議員】

【執行部】

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、椋木健康医療対策課長、  
松山子ども・子育て支援課長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、市原税務課長、土谷資産税課長、  
斗光環境課カーボンニュートラル推進室長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、大上下水道課長

【事務局】久保田書記

---

## 議 題

### 1 執行部報告事項

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 浜田市社会福祉協議会における介護保険事業の一部廃止について | 【健康医療対策課】 |
| (2) 地方税統一QRコード(eL-QR)の対応について      | 【税務課】     |
| (3) 基準地価調査の結果等について                | 【資産税課】    |
| (4) 令和4年度末汚水処理人口普及率について           | 【下水道課】    |
| (5) 浜田処理区下水道整備事業の進捗状況について         | 【下水道課】    |
| (6) その他                           |           |

### 2 その他

## 浜田市社会福祉協議会における介護保険事業の 一部廃止について

社会福祉法人浜田市社会福祉協議会が運営する介護保険事業の一部について、令和 5 年 9 月 27 日の理事会において令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止することが決定されましたので報告します。

### 1 廃止する介護保険事業

通所介護（野原デイサービスセンター）  
指定訪問入浴介護

### 2 廃止予定日

令和 6 年 3 月 31 日

### 3 その他

令和 5 年 11 月 6 日現在、通所介護（野原デイサービスセンター）の利用者は 55 名、指定訪問入浴介護は 7 名で、いずれの利用者とその家族、居宅介護支援事業所に廃止の文書を送付済みで、11 月中に利用者等へ直接説明する予定。

## 地方税統一 QR コード (eL-QR) の対応について

### 1 eL-QR とは

- ・ 納税者の利便性を向上させる等の目的で、地方税の納付書に付される統一規格の QR コード
  - ・ 地方団体が共同で運営する組織である「地方税共同機構」が管理・運営する地方税共通納税システム(RI.10 稼働)<sup>※</sup>の税目を拡大し、令和 5 年 4 月から運用開始
- ※ 浜田市も法人市民税、個人住民税(特別徴収分)の電子納税の取扱開始
- ・ eL-QR の未導入は、浜田市を含む 11 市町村のみ

### 2 eL-QR 導入による納税者のメリット

(1) 幅広い納税方法から選択できる。

- ・ スマホ決済アプリ(<sup>※1</sup>)
- ・ クレジットカード(<sup>※2</sup>)
- ・ インターネットバンキング
- ・ 口座振替(ダイレクト方式)
- ・ Pay-easy(ペイジー)
- ・ 全国の金融機関等(一部未対応)での窓口払い

※1 浜田市では独自に一部のスマホ決済アプリに対応(30万円まで)  
(PayPay、LINE Pay、J-Coin Payに対応(拡充予定あり))

※2 浜田市では未対応だが、スマホ決済アプリの支払い方法としてクレジットカードが選択できる場合あり

(2) 24時間365日いつでもどこでも納税できる。

(3) 手元の納付書が支払い済みかどうか確認できる。

### 3 浜田市の状況

(1) 納税通知書発送件数(令和4年度固定資産税当初賦課)

① 口座振替用	17,698 件	65.8%	(QRコード対象外)
② 納付書用	9,207 件	34.2%	
計 納税義務者数	26,905 人		

(2) 上記のうちスマホ決済アプリが使えない1期あたり30万円超の納付書払いは153件(0.6%、うち法人139件、個人14件)

※クレジットカード利用については、実質的に支払日を遅らせ、資金繰りが厳しいときも手元資金に余裕を持たせることができる等のメリットがある反面、手数料がかかる・領収書が発行されない等のデメリットもあることから利用希望は限定的と想定

(3) 国が主導するシステムの標準化を令和7年度(R8.1)に予定

## 4 浜田市の考え

- (1) 基本的な考え：納税者の利便性が向上するため、市側のコストメリットがなくても導入する。
- (2) 現状分析：今後、スマホ決済アプリ等の利用は拡大すると考えるが、現時点では影響は小さい。
- ・ 令和 4 年度固定資産税の納税方法
- |            |          |         |
|------------|----------|---------|
| ① 口座振替     | 50,199 件 | (56.4%) |
| ② 金融機関窓口   | 18,066 件 | (20.3%) |
| ③ コンビニ窓口   | 19,765 件 | (22.2%) |
| ④ スマホ決済アプリ | 1,045 件  | (1.2%)  |
- (3) 特殊要素：令和 7 年度から国が主導するシステムの標準化が予定されている。
- ① 数年の間に導入経費(約 1 千万円)及び導入作業が 2 度必要になる
  - ② 導入したシステムは数年後には利用しなくなる
- ◆ 総合的に考えて、令和 7 年度に予定している基幹システムの標準化において地方税統一 QR コードに対応する。

## 5 議会の動き

- (1) 令和 5 年 6 月議会
- ・ 所管事務調査「地方税統一 QR コード導入見送りの経緯等について」
- (2) 令和 5 年 9 月議会
- ・ 陳情①「地方税統一 QR コードを活用した地方税等納付方法の速やかな導入を求める陳情について」 

採択
----

 (反対 1)
  - ・ 陳情②「QR コード納税の陳情について」 

採択
----

## 6 議会での陳情採択を受けた浜田市の検討状況

- (1) システムベンダーに作業スケジュール等を確認
- ・ 令和 6 年度当初及び令和 7 年度当初いずれについても、対応不可と確認

## 7 浜田市の対応

- ◆ 当初の計画どおり、基幹システムの標準化時に対応する。
- ・ 現時点では、システムベンダーが対応できない

## 基準地価調査の結果等について

### 1 地価の動向

島根県は、※基準地価調査（令和5年7月1日現在）の結果を9月19日に公表しました。調査結果は以下のとおりです。

（単位：％）

地価変動率	全用途平均		住宅地		商業地		概況
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	
全 国	0.3	1.0	0.1	0.7	0.5	1.5	【全国】 全用途で2年連続で上昇した。
三 大 都 市 圏	1.4	2.7	1.0	2.2	1.9	4.0	【三大都市圏】 全用途で上昇した。
東 京 圏	1.5	3.1	1.2	2.6	2.0	4.3	【地方圏】 全用途平均・住宅地は31年ぶり、 商業地は4年ぶりに上昇した。
大 阪 圏	0.7	1.8	0.4	1.1	1.5	3.6	
名 古 屋 圏	1.8	2.6	1.6	2.2	2.3	3.4	
地 方 圏	▲0.2	0.3	▲0.2	0.1	▲0.1	0.5	【島根県】 全用途で下落が継続し、住宅地 は21年連続、商業地は25年連続 の下落となったが、下落率は縮 小した。
地 方 四 市 (札幌、仙台、広島、福岡)	6.7	8.1	6.6	7.5	6.9	9.0	【浜田市】 全用途で下落が継続し、商業地 の下落率は拡大した。
そ の 他	▲0.4	0.0	▲0.5	▲0.2	▲0.5	0.1	
島 根 県	▲1.0	▲0.9	▲1.0	▲0.9	▲1.1	▲1.0	
浜 田 市	▲0.8	▲0.8	▲0.8	▲0.8	▲0.9	▲1.0	

#### ※「基準地価調査」とは

都道府県知事が毎年7月1日における標準価格を判定するもので、一般の土地取引に際して指標を与えるとともに、適正な公共用地の取得価格の算定に資することを目的としてします。

【調査地点数：全国21,381地点・島根県273地点・浜田市21地点】

### 2 浜田市内の基準地価の状況（抜粋）

区分	所在地	基準地価（円/㎡）		変動率
		令和4年	令和5年	
住宅地	殿町23番11	51,100円	50,500円	▲1.2%
	金城町七条八568番56	14,300円	14,200円	▲0.7%
	旭町今市384番1	8,700円	8,650円	▲0.6%
	弥栄町長安本郷555番3	3,300円	3,250円	▲1.5%
	三隅町三隅1417番10	22,500円	22,300円	▲0.9%
平 均				▲0.8%
商業地	殿町84番3	68,100円	67,600円	▲0.7%
	朝日町38番外	48,400円	48,300円	▲0.2%
	金城町七条イ974番1	13,400円	13,200円	▲1.5%
	旭町今市605番7	9,500円	9,400円	▲1.1%
	三隅町三隅1311番1外	31,500円	31,100円	▲1.3%
平 均				▲1.0%

【裏面へ続く】

### 3 固定資産税評価額の状況（見込み）

固定資産税評価（土地）は、3年に1度の評価替え基準日（令和5年1月1日現在）における不動産鑑定価格を基に、3年間の評価額を決定することとなっています。

浜田市では、適正な価格による固定資産税賦課のために、評価替え基準日の鑑定価格に加え、地価公示（毎年1月1日基準日）や基準地価調査（毎年7月1日基準日）による毎年の地価下落に係る影響を考慮して評価額に反映させています（下落修正）。

このたび、評価替え基準日（令和5年1月1日現在）における鑑定価格と、令和5年7月1日までの半年間の地価下落状況を踏まえ令和6年度の価格を下記のとおり試算しました。

#### ○地価下落による固定資産税 標準宅地の主な変動状況と経年推移（見込み）

区分	地域	固定資産税価格（円/㎡） ※下段（ ）は対前年比					今回 変動率
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）	
住宅地	相生町周辺 （国交省付近）	34,650 （0.0%）	34,160 （▲1.4%）	33,950 （▲0.6%）	33,740 （▲0.6%）	<b>33,530</b>	▲0.6%
	長沢町周辺 （二反田団地内）	24,450 （▲0.8%）	24,280 （▲0.7%）	24,130 （▲0.6%）	24,050 （▲0.3%）	<b>24,010</b>	▲0.2%
	熱田町周辺 （石原団地内）	20,160 （0.0%）	19,580 （▲2.8%）	19,520 （▲0.3%）	19,430 （▲0.4%）	<b>19,390</b>	▲0.2%
	周布町周辺 （周布公民館付近）	17,350 （▲0.8%）	17,220 （▲0.7%）	17,010 （▲1.2%）	16,870 （▲0.8%）	<b>16,730</b>	▲0.8%
商業地	浜田駅前周辺 （ワットソル付近）	68,320 （0.0%）	68,320 （0.0%）	68,320 （0.0%）	68,320 （0.0%）	<b>68,250</b>	▲0.1%
	殿町周辺 （186号線沿線）	45,780 （▲0.7%）	45,570 （▲0.4%）	45,240 （▲0.7%）	44,970 （▲0.6%）	<b>44,730</b>	▲0.5%
	黒川町周辺 （プリル付近）	41,160 （▲0.7%）	40,820 （▲0.8%）	40,610 （▲0.5%）	40,440 （▲0.4%）	<b>40,300</b>	▲0.3%
	片庭町周辺 （浜田合庁付近）	34,040 （▲0.7%）	33,490 （▲1.6%）	33,320 （▲0.5%）	33,150 （▲0.5%）	<b>32,760</b>	▲1.2%

#### （参考）土地の課税状況の推移（概要調書より）

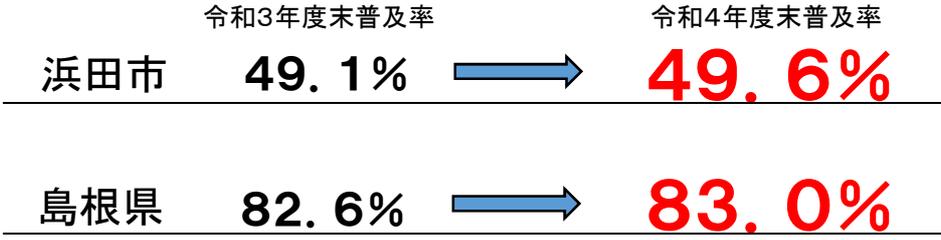
【単位】金額：千円

年度	個人			法人			計		
	筆数	評価額	課税標準額	筆数	評価額	課税標準額	筆数	評価額	課税標準額
平成21年度	217,034	128,412,195	43,565,967	10,949	47,975,285	30,061,221	227,983	176,387,480	73,627,188
令和元年度	205,163	102,563,131	36,683,737	11,650	38,059,458	24,320,961	216,813	140,622,589	61,004,698
令和2年度	203,685	98,989,174	35,489,383	11,579	36,997,449	23,583,976	215,264	135,986,623	59,073,359
令和3年度	202,718	95,980,372	34,301,735	11,601	35,806,491	22,774,527	214,319	131,786,863	57,076,262
令和4年度	202,152	95,180,398	33,999,853	11,925	36,002,425	22,853,298	214,077	131,182,823	56,853,151
令和5年度	202,012	94,581,113	33,619,870	12,250	36,154,141	22,867,429	214,262	130,735,254	56,487,299

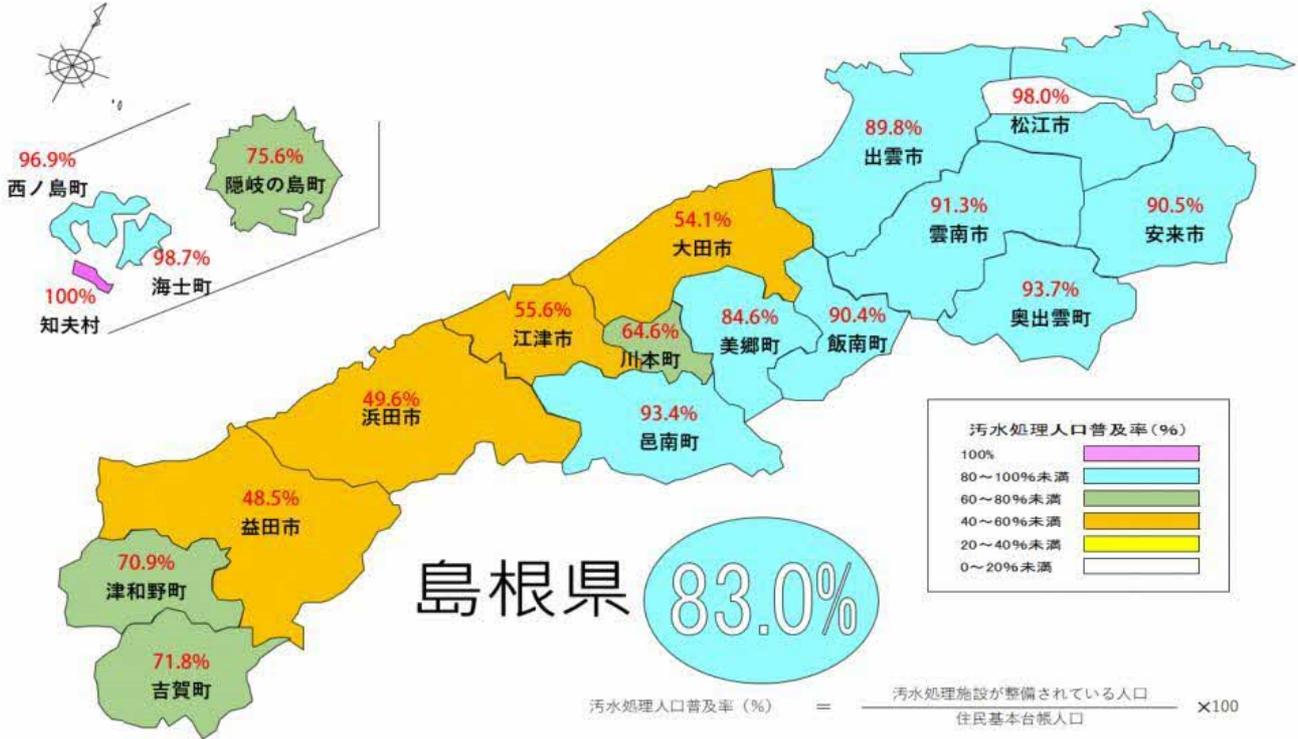
※税率は1.5%

# 令和4年度末 汚水処理人口普及率

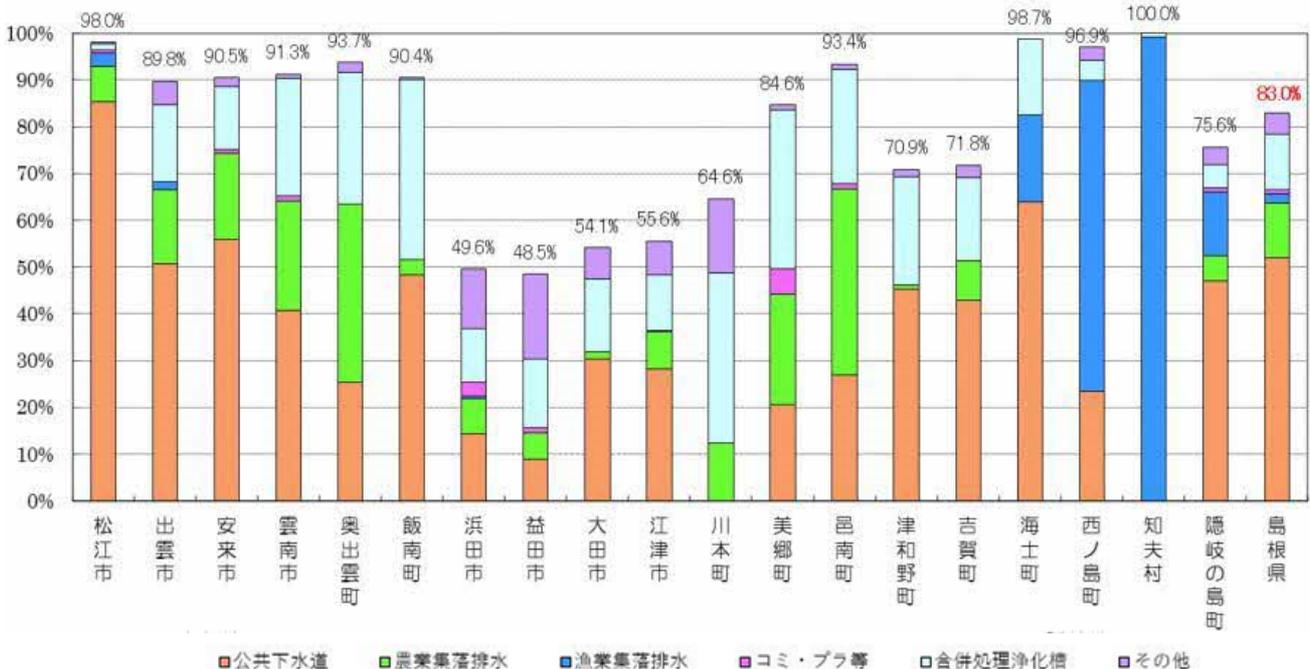
・令和4年度の汚水処理人口普及率がまとまりましたので報告します。



令和4年度末 汚水処理人口普及率（市町村別）



令和4年度末 汚水処理人口普及率（整備手法別）

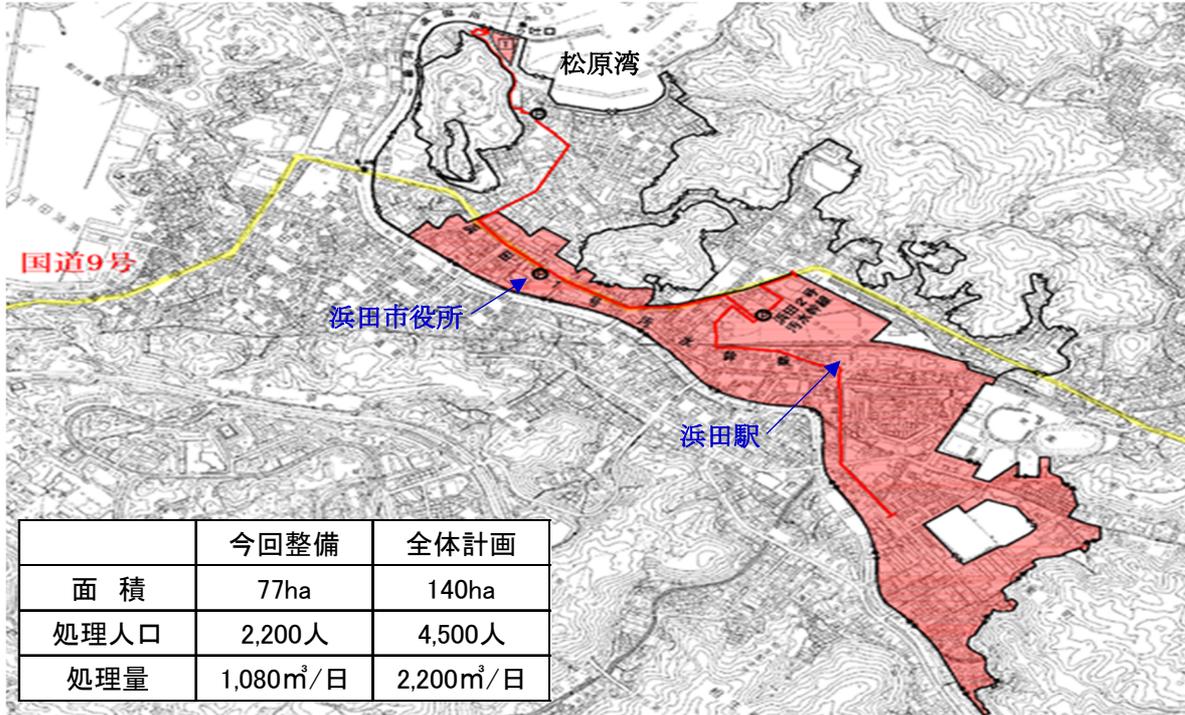


## 浜田処理区下水道整備事業の進捗状況について

### 1. 事業概要

浜田処理区下水道整備事業は、松原町から黒川町までの全体計画面積140haとし、令和2年度に事業着手しました。

現在、市役所、浜田駅を含む77haの管路工事と松原湾西側に建設予定の処理場建設工事を進めており、令和8年度の供用開始を目指しています。



### 2. 管路工事

#### 1) 進捗状況

管路工事においては、設計施工一括発注方式（DB方式）を導入し工事を進めます。令和4年度に管路工事の事業者を下記のとおり決定し、詳細設計に着手しております。

	第1工区	第2工区
事業者名	祥洋建設・電設サービス・ウエスコ DB方式共同企業体	宮田建設工業・山重組・サンワ 特別共同企業体
代表企業	祥洋建設株式会社 代表取締役 今井 久晴	宮田建設工業株式会社 代表取締役 宮田 智裕
見積金額	1,248,470 千円	1,322,379 千円

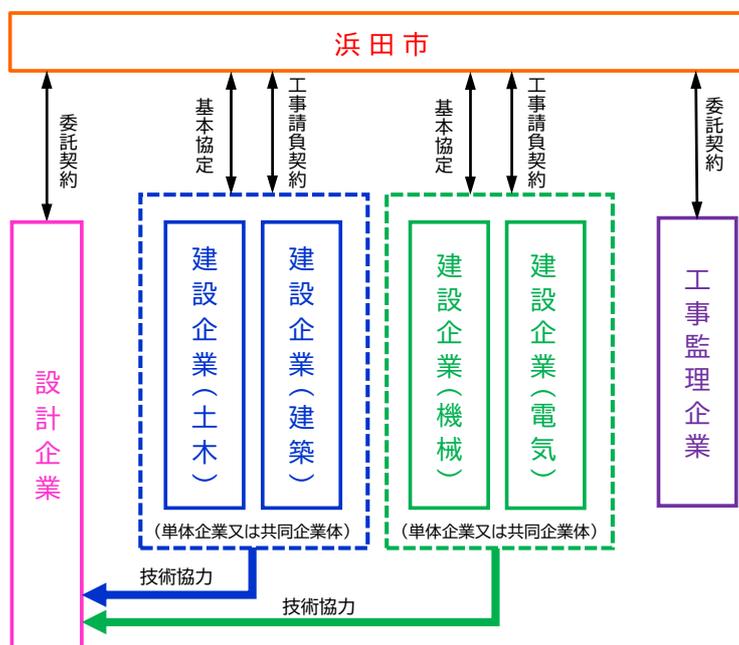
#### 2) 今後のスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
詳細設計	→				
管路工事		→			

### 3. 処理場建設工事

#### 1) 進捗状況

令和4年度に基本設計及び公民連携導入可能性調査を行い、処理場建設工事における発注方式を技術提案・交渉方式（ECI方式）としております。



#### 2) 今後のスケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
詳細設計		→			
建設企業選定 (ECI方式)	→				
技術協力		→			
建設工事		→			
処理場稼働 (供用開始)				→	

#### 3) ECI方式のスケジュール

ECI方式の実施に伴い、詳細設計業務への技術協力を行う建設企業を公募型プロポーザル方式により選定します。

令和5年10月25日	募集要項等の公表
令和5年11月24日	参加表明書等の受付期限
令和5年12月～	詳細設計業務の着手 ※設計企業は入札により決定する。
令和6年1月18日	提案書類の受付期限
令和6年2月中旬	契約候補者の決定・公表
令和6年2月下旬	基本協定の締結
令和6年2月下旬～	詳細設計業務への技術協力